

高島市人権施策基本方針
改訂版

高 島 市

平成 2 8 年 1 月

1	人権施策基本方針策定の背景	1
2	人権問題の現状と課題	2
	(1) 高齢者	2
	(2) 障がい者	3
	(3) 女性	4
	(4) 子ども	5
	(5) 同和問題	8
	(6) 外国人	8
	(7) 患者	9
	(8) インターネットによる人権侵害	10
	(9) 様々な人権問題	10
3	基本方針の策定と推進	12
	(1) 策定の基礎、人権の基本理念	12
	(2) 推進の基本原則	12
4	推進の基本方策と体制	14
	(1) 教育・啓発	14
	(2) 救済	16
	(3) 行政側の推進体制	16
5	分野ごとの基本施策	18
	(1) 高齢者	18
	(2) 障がい者	19
	(3) 女性	20
	(4) 子ども	22
	(5) 同和問題	24
	(6) 外国人	24
	(7) 患者	25
	(8) インターネットによる人権侵害	25
	(9) 様々な人権問題	26
■	用語の解説	27

参 考 資 料

▽ 高島市人権の実現を目指す条例	30
------------------	----

1 人権施策基本方針策定の背景

第二次世界大戦末期に発足した国際連合は、大戦前および大戦中の大規模な人権侵害に対する反省から、その目的の一つに“人種、性、言語、宗教を問わず、すべての個人の人権尊重のための国際協力”を掲げました。そして昭和23年（1948年）には「世界人権宣言*」を採択して、国際協力により尊重されるべき人権の中身を明らかにするとともに、昭和41年（1966年）には「国際人権規約*」を採択して、人権の実現を国家に義務づける道を開きました。さらに国際連合は平成5年（1993年）に開かれた世界人権会議で「人権に関するウィーン宣言と行動計画」を採択して、平成7年（1995年）から平成16年（2004年）までの期間を「人権教育のための国連10年」と宣言し、引き続き平成17年（2005年）からの3年間を初等・中等教育における人権教育の具体的な進展を図る期間と定めました。

こうした世界的な流れの中で、日本も、平成9年（1997年）に政府が「人権教育のための国連10年国内行動計画」を立て、それを受けて滋賀県も、平成10年（1998年）に「人権教育のための国連10年・滋賀県行動計画」を策定しました。

その中で、平成17年（2005年）に誕生した高島市においても、同年11月に人権施策推進懇話会を設置し、翌平成18年（2006年）11月には「人権の基本的な考え方・人権施策推進のための方策について」と題する提言を得ました。さらに、この提言を踏まえて平成19年（2007年）7月には第二期懇話会を設置し、7回におよぶ会合で討議を重ねていただき、平成20年（2008年）年2月13日に、「高島市人権の実現を目指す条例（案）」と「人権の総合的な推進を図るための基本となる方針について」の答申を受けました。そして、平成20年3月にその答申を基にした条例が可決成立しました。

条例は、前文と10ヶ条から成り、高島市において人権を実現するための市および市民の責務を明らかにするとともに、人権施策推進の法的根拠を得るものです。また、「人権の基本的な考え方・人権施策推進のための方策について」は、高島市における人権施策の基本的なあり方を明らかにしており、現状の分析と全般的および個別分野における人権施策の概要と実施方策を示しています。

これらを踏まえ条例の目的達成のため、具体的な施策を実施していく上で準拠すべき考え方を示すものとして平成20年9月に高島市人権施策基本方針を策定しました。

今回、高島市人権施策基本方針策定から7年が経ち、社会の情勢が大きく変化し、人権課題も多様化する中で、新たな課題に対応するため「高島市人権施策基本方針 改訂版」を作成しました。改訂にあたっては高島市人権施策推進審議会での審議を経て、高島市における人権課題を見直し、それらを解決するための施策を方針に反映させました。この方針に基づき、“尊重・互助・共生の地域社会”の実現に向けた具体的な取り組みを進めます。

2 人権問題の現状と課題

高島市における人権問題の現状と課題を検討する前提として、高島市が当面している全般的な状況を踏まえておく必要があります。それは、（１）財政状況の厳しさ、（２）人口の少子・高齢化、（３）人目に付くことを避ける傾向、そして（４）高島市全域をカバーするメディアの不在などです。市の財政は自主財源が乏しく、また地方交付税の減少や人口減少などによる市税収入の伸び悩みなどから厳しい状況にあり、とくに有力な産業経済基盤を欠くだけに、限られた予算を人権促進のためにいかに有効に活用するかという工夫が肝要です。また、滋賀県内でも、高島市は少子高齢化がもっとも進んだ地域であり、人権施策はこの状況を踏まえなければなりません。さらに、国民性同様、高島市の市民性として、遠慮深く、目立たないことを善しとする傾向が強く、人権施策の推進にとって、この傾向がマイナスに作用しないよう留意する必要があります。最後に、高島市の全域をカバーするメディアがなく、ネガティブな情報は早く拡がり、不正確な情報の是正に時間がかかることも視野に入れることが重要です。

以下に、個別分野における人権問題としては、とくに課題の多い高齢者、障がい者、女性、子ども、同和問題、外国人、患者、インターネットによる人権侵害、様々な人権問題の9分野における現状と課題を取り上げます。

（１）高齢者

高島市において、高齢者のいる世帯は年々増加し、平成26年度（2014年度）の高齢化率は30%を超え、平成37年度（2025年度）には36.4%になるものと推計されています。またこの時期には、いわゆる団塊の世代が75歳に到達するため、高齢者の中でも後期高齢者の割合が6割に迫るものと見込まれます。今後においても、近親の介護者のいない高齢者のみの世帯や、高齢者の単身世帯がますます増加することが懸念され、地域全体での見守りが必要です。特に周縁地域では、過疎化も一層進み、高齢化率の極めて高い集落が増加してきています。こうした地域においては、公共交通機関の運行便数等が十分でない場合も多く、また自家用車の運転ができなくなるなど高齢者自身による移動が困難となった場合、日常生活自体が成り立たなくなる懸念があり、緊急時や災害時における対策も心配されます。

高齢者介護では、家庭内に他に介護者がいない状況や長期にわたる介護からの介護疲れ、社会からの孤立感の増加、介護費用の増加による経済的不安など、介護者が抱える問題が複合化しています。このような状況を背景に、高齢者への虐待が増加しています。

高島市における平成26年度（2014年度）の高齢者虐待通報は、30件が報告されていますが、顕在化していないケースも懸念されます。また、認知症という病気への理解が不十分なことが虐待につながっている事例も増えています。このため高島市では、高齢者虐待防止研修会・講演会の開催や高齢者虐待防止マニュアルに基づき、迅速、丁寧な対応ときめ細かな支援、虐待を生まない・見逃さない土壌づくりなど、高齢者の権利を守る環境づくりを進めています。また、認

知症の理解促進のため、認知症サポーターを養成することにより、認知症を患った高齢者の支援者を増やすとともに、地域での見守りに努めています。なお、判断能力が十分でない高齢者等の財産や権利を保護するための成年後見制度の相談件数は、平成 26 年度（2014 年度）98 件にのぼり、今後も継続的に利用支援をする必要があります。

特別養護老人ホーム等の介護施設では、市から派遣された介護相談員が施設利用者に対し、家庭内の問題、他の利用者との人間関係、利用者自身の身体状況、施設における介護状況、食事の状況などを聞き取り、利用者の疑問や不満、不安の解消を図り、人権の確保に努めるとともに、派遣を受けた介護施設におけるサービスの質的向上を図っています。

人権施策の効果的な推進のためには、各関係機関との連携はもとより、市民との協働が必要不可欠です。特に介護施策においては、家庭介護力の低下が懸念されるなか、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、家庭、各種民間団体および行政等が連携し、医療・介護・予防・住まい・生活支援を一体的に提供し、地域社会全体で高齢者を支えていく「地域包括ケアシステム」を構築していく必要があります。

（２）障がい者

障がい者の社会参加や高齢化が進む中で、福祉ニーズはますます複雑多様化しており、障がいのある人もない人も全ての人が地域で安心して生活できるまちづくりが求められています。

その一つとして、市の公共施設におけるバリアフリー化は徐々に進められ、市内ＪＲ６駅のうちエレベーター設置済み駅は３駅（近江今津駅、安曇川駅、近江高島駅）となりました。残る３駅についても整備が進むよう整備促進に努め、障がい者や高齢者にとってＪＲの利便性が大きく向上するよう取り組みます。公共交通のうち、バス交通では現在運行している２７路線（路線バス２路線を含む）は、全て赤字路線であり、市が年間約２億５千万円負担しています。しかし生活路線として維持する必要があることから、効率的な運行形態に改善しながら、身近な公共交通網を守っていくことが大切です。また、現在運行している車両の多くは、バリアフリー化対応しておらず、老朽化車両の更新時にノンステップバスやユニバーサルデザインタクシーへの更新を事業者に促す必要があります。

国においては平成 25 年（2013 年）に「障害者差別解消法」が制定され、さらに平成 26 年（2014 年）には国連総会が採択した「障害者権利条約」を批准しました。これにより、障がいに基づくあらゆる差別を禁止するとともに、直接的な差別だけでなく障がい者の権利確保のために必要で適当な調整等を行う「合理的配慮」がうたわれており、国の制度も大きく変化しています。

しかし、障がいに対する社会の偏見は根強く、障がい者とその家族は、同世代集団や地域の人間関係から孤立しがちです。本来一般の人と同じようにできない人もいる社会が通常社会であるという意識が、現在の日本の障がい者施策・教育では希薄です。障がいのある人やその家族の方などに関わったり、触れ合ったりする体験が重要ですが、他者を尊重することや援助すること、あるいは他者と共に生きるという考え方が、十分浸透しておらず、障がい者の権利の確立と障がい理解の

促進が求められています。

相談体制や支援体制については、平成 24 年度（2012 年度）に統合した相談支援センターが基幹的な役割を担い、相談拠点となっていますが、より一層の体制充実と強化が求められています。また、平成 25 年（2013 年）に施行された障害者総合支援法に基づき、難病により生活上の支援が必要な方もサービス受給の対象として、障害福祉施策が推進されているところですが、障害福祉サービスの充足や障害福祉事業所の安定運営などが課題となっています。就労については企業経営者の一定の理解はあっても、社員に理解がない場合も多く、トラブルなどで職場になじめず、障がい者福祉サービス事業所などの通所とならざるを得ない状況もあります。

また、周囲の障がい受容の不十分さや介護疲れなどに起因して、障がい者への虐待事象も増加しています。平成 26 年度（2014 年度）の障がい者虐待通報件数は、10 件にのぼっており、顕在化していないケースも懸念されます。

（３）女性

市では平成 17 年（2005 年）12 月、男女共同参画推進懇話会を設置し、市民・事業者のアンケート調査結果を踏まえ、平成 19 年（2007 年）高島市男女共同参画推進計画「高島市男女共同参画プラン」を策定しました。その後、国では平成 22 年（2010 年）に「第 3 次男女共同参画基本計画」が、また県では平成 23 年（2011 年）に「滋賀県男女共同参画計画～新パートナーしがプラン～」が策定され、市においても新たな課題に対応するため、平成 24 年（2012 年）2 月に「改訂版 高島市男女共同参画プラン」を策定し、男女共同参画に関する取り組みを進めています。

改訂版プラン策定時に行った「男女共同参画市民意識調査」では、固定的な性別役割分担意識、政策や方針決定過程への女性の参画について男女間で大きな意識の格差が生じていることなど 5 年前の調査から大きな変化はみられず、意識改革が進んでいるとは言えません。

女性はこれまで「男は仕事、女は家事育児」などといった意識によって意見を言うことが妨げられてきました。しかし、最近では男性も「夫は妻子を養わなければならない」などの意識によってストレスを抱え込みがちであることが明らかになっており、これまでの固定的な意識を見つめ直すことが必要です。

社会活動における女性の参画促進では、ボランティアの社会活動での女性の活躍が見られたり、市職員の女性登用率、審議会委員の女性登用率は徐々に増えています。しかし、自治会など地域の伝統的な社会活動における女性代表の割合が低いのが地域的な傾向で、女性の自治会長は平成 26 年（2014 年）には 204 団体中 0 団体であり、「自治会などで女性の発言する場が少ない」「自治会の役員決定は世帯単位であるため女性が登用されにくい」などといった声があります。「女性だからできない」と女性自身が遠慮がちであると同時に、男性も「女には任せられない」という意識が女性の参画を阻む要因となっていると考えられます。

また、私たちが生活をするためには、男女ともに仕事とその他の生活の両方について責任を負うことが必要とされています。しかし現実には、仕事は男性が担い、その他の生活（家事・育児・介

護など）は女性に負担が偏っています。このように女性の就業については、出産・子育て・介護等により継続して働くことが困難になるケースが多いため、仕事と生活の両立を可能とする雇用環境の整備が求められます。

リプロダクティブ・ヘルス／ライツ*に関わっては、病院の産科開設など産科医療の保障で安心して出産できるようになったものの、出産後については、育児に対する財政支援、必要な情報提供や周知、子育ての環境などの点で、安心安全の実感が持ちにくい状況にあります。さらに、若年離婚の増加に伴い、育児と就業の両立が困難になり、家庭教育が十分に行えず、子どもの貧困にもつながっていることから、生活困窮者の支援対策が進められています。

DV（ドメスティック・バイオレンス）*については、アンケート調査結果から女性・男性ともに暴力被害をうけたことがある人が数多くいることがわかりました。一般的に、腕力の差や、経済的な依存、妻は夫に従うべきであるなどの潜在意識から、暴力を振るわれても我慢をしまい、発見されにくい状況があります。DV相談に来る段階ですでに心に深い傷を負っているケースもあり、一時保護や相談後のケアについても警察や行政機関とも連携した迅速な対応が求められます。

（４）子ども

平成 17 年（2005 年）3 月に次世代育成支援対策*地域行動計画「たかしま こども みらい あくしょん・ぷらん」を策定し、平成 22 年（2010 年）3 月には、後期計画として高島市次世代育成支援対策地域行動計画（後期計画）「たかしま こども みらい あくしょん・ぷらん 2」を策定し、これまで事業に取り組んできました。次世代育成支援対策地域行動計画は、平成 26 年度（2014 年度）末をもって計画期間が満了しましたが、10 年間の時限立法であった次世代育成支援対策推進法が平成 26 年度（2014 年度）に改正され、期間は 10 年間延長されました。また、次世代育成支援対策地域行動計画の策定は、法令上任意計画に変更となりました。市では、これまでの取り組みと課題を踏まえながら、平成 27 年度（2015 年度）からは「子ども・子育て支援新制度」により求められる質の高い幼児期の教育・保育の総合的な提供とすべての子どもと子育て家庭への支援の充実など包括的な子ども・子育て支援のための計画とするため、高島市子ども・子育て会議を設置し、平成 27 年度（2015 年度）から平成 31 年度（2019 年度）までの 5 年間の計画として「高島市子ども・子育て支援 あくしょん・ぷらん 2015」を策定し、取り組みを進めています。

しかし、子どもを取り巻く問題は多く、中でも深刻な問題が児童虐待です。児童虐待には、身体的虐待、ネグレクト*、心理的虐待、性的虐待がありますが、過去には市内で 2 歳児の虐待死事件が起こるなど極めて身近な事象になってきています。これらの背景には、核家族化やひとり親家庭の増加などによる親の精神的余裕の欠如や経済的貧困などがあると見られています。加えて、児童虐待に見られがちな“自身が育てられたように育てる”という世代間連鎖*をどこで断ち切るかが大きな課題です。支援の必要な家庭の多くは地域社会で孤立し、周囲が気づいても支援に入りにくい状況があります。児童虐待防止への取り組みとしては、要保護児童対策地域協議会の開催、とりわけ実務者会議ではケースの進行管理、個別ケース検討会議では関係機関の役割を明確にし、支援

計画を作成し、連携した関わりを実施しています。また、子どもの心のケアに向けた定期相談や児童巡回相談、保育園・幼稚園・認定こども園全園におけるCAPプログラム*の実施により、子どもの人権意識や意思表示力の育成、暴力から自分を守る方法等を習得させ、子ども自身のエンパワメント*に努めています。養育支援を特に必要とする家庭に対しては、保健師等の訪問により具体的な養育に関する指導助言等を行い、個々の家庭が抱える養育上の諸問題の解決・軽減を図る養育支援訪問を実施しています。また、平成27年度（2015年度）より、要保護児童や要支援児童で家庭において養育を受けることが困難な場合に子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライトステイ）も実施予定です。未就園児等の実態把握、子どもの心のケアへの対応、保護者への地道な働きかけ、全対象児童への支援計画立案へ向けたケース管理の強化などが課題となっています。

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長および人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、広く子どもの人権を侵害する行為であるとともに、その生命または身体に、さらに将来の生き方に重大な危険を生じさせるおそれがあります。

いじめの防止等の対策は、全ての児童生徒が安心して学校生活および家庭生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校のみならず、社会全体で、いじめが行われなくなることを目指して推進しなければなりません。平成25年度（2013年度）においては、いじめの認知件数は、市内小中学校で27件でした。

全ての児童生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないように、いじめの防止等の対策は、いじめが、いじめられた児童生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、児童生徒が十分に理解できるようにしなければなりません。

加えて、いじめを受けた児童生徒の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、「高島市いじめ防止基本方針」（平成26年（2014年）12月策定）に基づいて、市、市教育委員会、学校、保護者、地域住民、その他児童生徒に関わる関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指していじめの防止等の対策を推進していきます。

不登校の様態は多様で、「不登校はどの児童生徒にも起こり得るものである」という視点に立ち、魅力ある学校づくりの推進、早期発見・早期対応の工夫、不登校児童生徒への適切な登校刺激と保護者との連携、チームで取り組む体制づくり等に努めています。平成25年度（2013年度）の不登校による欠席が年間30日以上の子どもの数は、小中学校で55人であり、小学校では0.59%、中学校では2.75%の発生率となっており、依然として不登校の問題は高島市における生徒指導上の大きな課題となっています。スクールカウンセラー*、スクールソーシャルワーカー*、スクーリング・ケアサポーター（メンタルフレンド*）による不登校および別室指導対応支援のほか、不登校や集団に適応できていない状態にある児童生徒のための「適応指導教室」（教育支援センター「スマイル」）、児童生徒やその保護者、学校等からの相談に対応する「教育相談・課題対応室」などの設置により、不登校等の状態にある児童生徒の支援に努めています。

上記の児童虐待、いじめ、不登校の他、問題行動・非行・犯罪、犯罪被害、若年無業やひきこも

り、有害情報の氾らんなど、子ども・若者を巡る諸問題の深刻化が指摘されています。

これらに対応するため、平成 22 年（2010 年）4 月に子ども・若者育成支援を地方公共団体の責務とする「子ども・若者育成支援推進法（子若法）」が施行されました。子若法は、幅広い分野にまたがる子ども・若者の相談に対し、いわゆる「たらい回し」を防ぐ機能として「子ども・若者の相談拠点」の設置を求めています。さらに、複雑で深刻な状況を踏まえ、様々な機関がネットワークを形成して支援する仕組みとして「子ども・若者支援地域協議会」の設置が重要であるとしています。

子若法の大綱として示された「子ども・若者ビジョン（子若ビジョン）」では、問題行動・非行や犯罪に陥ってしまった、不登校や若年無業・ひきこもり状態にある、障がいがある、貧困問題、居場所を失くしている、犯罪の被害にあったなどの子ども・若者を支援の対象としています。

最近の状況から考えて、スマートフォンなど SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）の急速な普及、いじめの加害・被害、軽率な性交渉・若年者の妊娠・性感染症、危険ドラッグ等の薬物乱用も対応が必要な課題です。

市の少年センターでは、警察署や少年補導委員とともに、青少年の問題行動・非行・犯罪や被害の未然防止のために、街頭補導活動、環境浄化活動（図書・ビデオ・玩具・危険物等の販売店への立ち入り調査等）、啓発活動（街頭啓発・未然防止教室等）、相談活動、無職少年対策を行ってきました。平成 19 年（2007 年）には「あすくる高島」を併設し、生活改善・自分探し・就学支援・就労支援・家庭支援等のプログラムにより、青少年の立ち直り支援を行ってきました。

さらに、平成 23 年（2011 年）4 月には「子若法」に基づき、子ども・若者育成支援の拠点として「高島市子ども・若者総合相談窓口」を併設し、教育・福祉・保健・医療・更生保護・雇用など 26 の構成機関からなる「高島市子ども・若者支援地域協議会」を設置して、困難を有する子ども・若者やその家族への支援とともに、子ども・若者に対する正しい認識、立ち直りや社会的自立への道筋の理解、地域社会で支える気運の醸成と仕組みづくり、関係者の資質向上など、社会全体で支えるための環境整備に取り組んでいます。

これまでの取り組みに一定の成果は確認できますが、背景や要因が複雑で深刻なものが多く、今後の課題として、個々のケースに時間をかけ、適時にゆとりをもって対応することや専門性の高い支援、訪問による相談・支援、居場所機能の充実が必要です。また、人との交流活動、実践的な活動、他機関事業との連携、民間との協働推進事業など、立ち直りや社会参加につながる場の拡充が求められています。

子ども・若者の置かれた状況の変化等を踏まえて設置・併設された三つの仕組み（少年センター、青少年立ち直り支援センター、子ども・若者総合相談窓口）により、概ね中学校期から 30 歳代まで「関わりの隙間」のない相談・支援の体制が整いました。高島市子ども・若者支援地域協議会の機能を有効に活用して、上記課題の解決を図り、困難を有する子ども・若者の立ち直り・就労・就学・社会的自立に向けて、関係機関が、情報や支援に関する認識を共有し、それぞれが役割を果たしつ

つ一体となった支援、年齢を縦断した継続的な支援を行います。また、取組の過程であきらかになった予防につながる要素を、子育て、教育、啓発の場に反映させ、未然防止を図ります。

（５）同和問題

同和問題はわが国固有の重大な人権侵害であり、これを解決することは、行政の責務であると同時に市民一人ひとりが自分自身の課題として取り組まなくてはならない問題です。

昭和 44 年（1969 年）に制定された同和对策事業特別措置法に基づき、部落差別解消に向けた関係諸施策を展開し、生活環境改善の事業が進められてきました。また、平成 14 年（2002 年）の同法失効後は、一般施策を講じて部落差別の解消に努めてきました。

こうした取り組みにより、同和問題への認識は深まり、差別意識の解消に向けて進んできましたが、心理的差別は完全には解消されておらず、就労や教育等の分野では依然として課題が残っています。

企業や事業所に対しては、県からの委嘱を受けた市職員と商工会職員等が事業所内公正採用選考・人権啓発推進班員として、市内事業所を訪問し、公正な採用選考の取り組み状況の調査や、研修啓発の実施を促進しています。研修・啓発に取り組む企業については県市ともに、平成 20 年（2008 年）以降はほぼ横ばいとなっています。また、県による調査報告では、高等学校卒業者の就職試験において、今なお就職差別につながる恐れのある不適正質問事例が発生しており、平成 25 年度（2013 年度）は受験企業 803 社の内 52 社（6.5%）、平成 26 年度（2014 年度）は受験企業 823 社の内 73 社（8.9%）が不適正質問を行っており、さらなる理解を求めていく必要があります。

また、全県的には同和地区の就学率は他地区よりも低い傾向があり、さらに、結婚・就職の差別は厳然として残っており、普段は表面化しない差別意識が潜在的に存在することを示しています。そのため、親は子どもの結婚に関して、常に不安を抱いている状況があります。くわえて差別落書きやインターネットによる中傷事例や、えせ同和行為も後を絶たない状況にあります。以上のことから、かつてどこの自治会でも行われていた「地区懇談会」の取り組みを促進し、同和問題を正しく理解することが求められています。

（６）外国人

滋賀県の外国人人口は 24,712 人（平成 25 年（2013 年）12 月）で、平成 20 年（2008 年）をピークに減少傾向にあります。一方、外国人の老年人口の割合は、日本人に比べるとかなり低いですが、高齢化が進んでいます。また、就業状況では、製造業に従事する割合が高く、派遣・請負事業所に就労している人の割合も半数を超え、不安定な就労状態が多いと言えます。

一方、高島市における外国人人口は、431 人（平成 26 年（2014 年）3 月末）で、高島市人口の 1 % 弱であり、市においても減少しています。このうち、韓国・朝鮮籍が半数を占め、次いで中国・台湾、ブラジル籍となっています。韓国・朝鮮籍の人の中には、日本人と結婚して帰化する人も増え、過去に比べ差別は解消されつつありますが、心理的差別が完全になくなったとは言いきれません。

高島市国際協会等の活動を通じて、異なる文化や価値観に触れる機会は広まりつつあります。ただし、生活をしていく上で日本語が不自由なため、介護サービスを受けることに躊躇したり、医療機関の受診では医師や看護師との意思疎通に支障をきたす場合があります。また、国籍条項が撤廃された国民年金、国民健康保険制度では活用が出来ていない場合が少なくありません。にもかかわらず、外国人の方が困りごと等を相談する総合相談窓口がないのが実態です。定住外国人が増えつつある湖東地域に比べると少ないものの、外国人児童や生徒への生活および学習支援も推進していかなければなりません。

さらに全国的には、特定の国籍の外国人を排斥する趣旨の言動が公然として行われるヘイトスピーチが問題化しています。文化等の多様性を認め、外国人の生活習慣などを理解・尊重し、偏見や差別をなくしていく必要があります。

（７）患者

高島市唯一の公立病院である高島市民病院が、平成 24 年（2012 年度）5 月に新築移転され、入院療養環境や患者動線等さまざまな面で改善が図られました。例えば、外来エントランスホールおよび各病棟に意見箱を設置し、来院された方の意見を広く取り入れ、見直せるものについては適宜改善を行うとともに、倫理的な問題については、人権推進・倫理委員会に諮り、必要に応じて同病院で作成した「診療における倫理的配慮に関する指針」をはじめとする各種マニュアルの改訂を行うなど日々改善を図っています。

全国的に深刻な問題となっている「地方での医師不足」により、高島市民病院においても常勤医師が不足し、非常勤医師による外来診療が行われているため、診療科により隔日診療や日替わり医師による診療など、問題を抱えています。さらに市全体としては、精神科の入院施設がないこと、分娩可能な施設が高島市民病院に限られており、適切な医療サービスを、いつでも安心して得られる体制が求められています。

医療の地域連携や在宅医療、在宅看取りの問題もある中、国では、平成 37 年（2025 年）を目途に、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築を推進しています。

これを受け、滋賀県では「びわ湖メディカルネット」の本格運用が開始され、高島市民病院も情報提供病院として参加しています。これは、情報提供病院の検査・診断・治療内容などの診療情報を診療所等で閲覧できるシステムで、患者情報を共有（同意を得られた患者に限る。）することにより、県下どこでも切れ目のない医療を提供しようとするものです。また、ネットは診療所や薬局、介護事業所などが参加する県医師会の在宅療養システム「淡海あさがおネット」とも連結しており、患者の状態に合った介護サービス提供につなげることができます。

一方で、インフォームド・コンセント*により患者の納得できる治療が施されているか、その場合に患者と医師・看護師との関係はどうか、とくに治療方法をめぐる患者本人と家族との関わり方

をどのように処理すべきかなど、医療の根本にかかわる問題も依然残されています。患者と医療従事者の相互理解が十分に築かれていないため、よりよい医療が受けられないこともあり、医療従事者の医療倫理の改善とともに患者側のモラルの向上も必要です。

また、患者に対する差別は今なお全国的に見られ、特に精神疾患患者、ハンセン病患者、H I V感染者に対する正しい知識と理解が不十分なため、差別やプライバシー侵害を受ける問題もあります。

（８）インターネットによる人権侵害

携帯電話、スマートフォンなどの急速な普及により、インターネットを通じて情報の収集や発信などのコミュニケーションの利便性は大きく向上しました。

その一方で、その匿名性、情報発信の容易さから個人の名誉を侵害したり、差別を助長する表現等、人権に関わる様々な問題が発生しています。いったん書き込みを行うとその内容がすぐに広まり、その書き込みをネット上から完全に消すことは容易ではありません。

また、多くの児童生徒が、自分たちの身近にあるスマートフォンや携帯ゲーム機、タブレットP C、携帯型音楽プレーヤーなど、多様な機器を使いインターネットを利用している現状があり、使い方を誤ると日常生活に支障が出たり、友人関係のトラブルや犯罪に巻き込まれたりする危険性があります。日常的に起こるトラブルでは、S N S（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）等を利用した書き込みによる「いじめ」や気軽な情報発信が元になる「プライバシーの流出」等があります。さらに「有害サイト」や「架空請求詐欺」等の犯罪に巻き込まれたり、インターネットで知り合った人とトラブルになったりすることもあります。このようなことから、正しい知識、安全な使い方を知ることが重要となってきました。

（９）様々な人権問題

これまで述べてきた人権問題のほかにも、偏見や誤解から生じる様々な人権問題が存在しています。

・アイヌの人々

アイヌの人々に対する理解が十分ではないため、就職や結婚などにおいて偏見や差別が依然として存在しています。

・刑を終えて出所した人

刑を終えて出所した人やその家族に対する就職差別等が発生しています。これらの差別をなくするため、毎年７月に「社会を明るくする運動」が実施されるなど様々な取り組みが行われています。

・犯罪被害者等

犯罪被害者やその家族は、直接的な被害のほかに、いわれのないうわさや中傷により傷つけられ

たり、プライバシーが侵害されたりするなどの二次的な被害を受けることがあります。

- ・北朝鮮当局によって拉致された被害者等

拉致問題は、国民的課題でありこの問題についての関心と認識を深めていくことが大切です。

- ・ホームレス

ホームレスとなった人々に対して、嫌がらせや暴行を加える事案が発生しています。

- ・性的指向・性同一性障害者

「男性が男性を好きになる、女性が女性を好きになる」ことに対しては、根強い偏見や差別があり、苦しんでいる人々がいます。また、からだの性とこころの性との食い違いに悩みながら、周囲の心ない好奇の目にさらされたりして苦しんでいる人々もいます。

- ・人身取引（トラフィッキング）

性的搾取、強制労働を目的に人身取引（トラフィッキング）が発生しています。

- ・東日本大震災に起因する人権問題

平成 23 年（2011 年）3 月 11 日に発生した東日本大震災により、多くの人が避難生活を余儀なくされています。このような中、避難生活の長期化に伴うトラブルや放射線被ばくについての風評等に基づく差別的取扱い等の人権問題が発生しています。

3 基本方針の策定と推進

(1) 策定の基礎、人権の基本理念

2 で見たように、高島市の人権問題の現状と課題は多岐にわたっています。

市のいかなる行政施策も、市民一人ひとりの福祉につながらなければなりません。すなわち、市行政の最終的な目標は、市民一人ひとりの人権の実現です。

具体的な人権施策をつくりあげるため、以下の5点に整理して、人権の基本理念を明らかにします。

(i) 人権の普遍性

人権は私たち皆のものであり、ごく日常的なものであって、その意味で普遍性をもつものです。たとえば、私たちは、毎日いろいろなメディアから情報を得て、生活に必要な判断を下しています。これは“知る権利”と呼ばれる人権であり、これなしに私たちの日常生活は成り立ちません。

(ii) 人権の個人性

人権は私たち一人ひとりのものです。たとえば、みだりに心身を侵されないという“生命に対する権利”は、私たち一人ひとりに属するからこそ、有意義なものです。つまり、人権は強い個人性を持つものです。

(iii) 人権の平等性

私たち一人ひとりが人権を持つということは、すべての人が人権を持ち、その意味で対等であり、平等です。そして私たち一人ひとりが違った個性を持っているということを認め合わなければなりません。

(iv) 人権の無差別性

違いを認め合うということは、生まれた時間や場所が違っていても、肌の色や話す言葉が違っていても、男であっても女であっても、その違いを根拠として他人を差別してはならないということです。その意味で、人権は無差別性を持つものでなければなりません。

(v) 人権の実現はわれわれの積極的行動を要求する

単に差別をしなければ、人権が実現できるわけではなく、人権を実現するためには、一人ひとりが積極的に行動しなければなりません。たとえば、生命に対する権利を守るためには、地球環境の保全が必要ですが、環境保全のためには、日常生活から出るゴミを丹念に分別・処理し、産業廃棄物が不法に処理されないように監視し、エネルギーの有効利用を心掛ける、また緑豊かな自然環境を脅かすおそれがある行為に対しては、当地の状況について理解を求めるなど自ら積極的に行動することが必要になってきます。つまり人権の実現のためには、私たち一人ひとりの積極的な行動が要求されるのです。

(2) 推進の基本原則

人権の基本理念を踏まえ市が推進すべき施策においては、以下の４点の基本原則に留意して、実効的な推進を図ります。

(i) 行政と民との協働

人権が私たちの日常生活に不可欠のものであり、私たちの日常生活のいろいろな側面にかかわるものである以上、それを守ることをすべて行政で担うことは不可能です。２で触れたとおり、財政がひっ迫している現状のもとでは、限られた予算を人権の実現のために効果的かつ重点的に使うことが求められます。すなわち、人権の実現のために、市民や民間団体等の知恵・力を有効に活用することが、更に必要になってきており、行政が積極的に働きかけ、その能力を引き出すよう努めることが不可欠です。そのために、行政と市民、民間団体等との協働を推進します。

(ii) 地域の特性を生かした施策の推進

行政と民間の協働といっても、各自治体にはそれぞれの伝統や特性があり、それを離れて協働の具体的な形を論じることはできません。したがって、高島市と市民の特性を生かした人権施策を考え出し推し進めます。

高島市は緑と水の豊かな地域であり、都市化の進み過ぎた現代の日本では、むしろ子どもの教育にとって理想的な環境と考えられます。経済優先で半世紀を突っ走ってきた日本の現在の人間関係を反省する時間と場所を与えられることは、高島市の誇るべき資産です。人権教育・啓発を促進するうえで大いに活用するように努めます。

(iii) 地域ネットワークの開発・充実

常日頃から人権にかかわる地域の情報を集めて整理し、必要に応じて活用できる組織・体制の整備を図ります。とくに一人暮らし高齢者等が多い地域で災害発生に対する緊急対応のためにも、欠かすことができません。

核家族化・都市化の進んだ現在では、人と人とのつながりが希薄になってきています。一昔前の家族や地域社会の人間関係には、プライバシーの侵害につながる負の側面もありましたが、助け合い支え合う家族の絆や地域コミュニティが存在していました。そんなマイナス面を少なくしプラス面を多くできるような新しい人間関係の構築に向けて、行政と民間の協働で取り組みます。

(iv) 計画性のある施策の確立

人権施策の取り組みは、人権施策基本方針に基づき分野ごとの施策を計画的に進めてきています。しかし、人権施策基本方針策定時に比べ社会状況は、人口動態をはじめとして大きく変化し、今後さらなる変化が予想されることから、長期的な視野に立った計画性のある人権施策の確立を推進します。

4 推進の基本方策と体制

人権問題の現状と課題を踏まえ、「人権の基本理念」と「基本原則」に基づいて、策定された具体的な人権施策（分野別に5で展開）を推進すべき方策と体制を、以下に人権教育・人権啓発、救済、行政側の推進体制の順に示します。

（1）人権教育・人権啓発

人権の実現にとって広い意味の教育・啓発は、不可欠な方策であり、高島市の人権施策を推進するうえで、人権にかかわる教育・啓発は、必須です。なお、人権教育については、「社会教育」「家庭教育」「学校教育」の3つの視点から示します。

（i）社会教育

高島市教育委員会は高島市人権教育推進協議会と協力して、高島市の全域を対象とする人権講演会・人権教育研究会などを通して人権教育の推進と啓発に努めています。また、同協議会は住民と密着した人権教育の推進を目指して、地域ごとに支部を置き、自治会による学習活動など地域に根ざした活動にも取り組んでいます。さらに、部会では、学校や保育園・幼稚園・認定こども園を中心とした活動を行うとともに人権擁護委員、人権擁護推進員、人権・結婚相談委員の協力を得ながら事業所や自治会など様々な団体にも働きかけています。

しかし、こうした従来型の推進・啓発活動はマンネリ化の傾向がみられ、参加者も固定・減少してきており、人権教育の難しさが浮き彫りとなっています。

多様化する社会の中で、人権を自身の問題としてとらえた行動をすることができず、人権侵害に当たる事象が、様々な分野で発生していることから、市民一人ひとりが人権を考え、行動できるよう人権教育を推進していくことが重要で、人権教育の推進について、新たな方策を構築していく必要があります。そのため、自治会等に設置されている生涯学習推進員の役割として、人権学習の推進を明確化するなど、身近な場所で、市民が主体的に人権について学び考えられる機会の提供を目指します。

（ii）家庭教育

家庭はすべての教育の出発点であり、親子・家族との触れ合いを通じて乳幼児期から豊かな情操や思いやり、生命を大切にする心、善悪の判断、生活習慣を身につけることなど、人格形成の基礎を育む重要な場所です。しかし、核家族化や少子化による子どもへの過干渉や虐待、また生活スタイルの変化、地域社会との関係の希薄化などに起因する子どもへの教育力の低下とともに社会性を身につける機会の減少が見られます。

子どもの人権尊重の意識形成には保護者の関わりが大きいことから、保護者に対する人権教育が必要になってきます。そのためには、親や家族が差別をしない、偏見を持たない、暴力を振るわないなど、人権を大切にする意識や、自分は大切な存在であるとの自尊感情が育成できるよう、家庭

教育の充実や向上を支援していく必要があります。

こうしたことから、親自身や子どもに関わるすべての人々が、もう一度自分の生活を見直し、倫理観や思いやりの心を育む家庭教育機能の向上を図るためのサポート体制を確立していく必要があります。また、地域の中で子育ての不安や悩みを抱えたまま孤立することのないように子育て相談や交流の機会を提供できるよう取り組みます。また、次の世代に親となる世代が生命の大切さや成長の喜び、子育ての楽しさを感じられるよう関係機関の連携により、小中学生などが直接乳幼児とふれあうことのできる機会作りに取り組みます。

(iii) 学校教育

学校教育においては、人権教育全体計画を作成し、あらゆる教育活動の中で、人権教育の推進を図っています。なかでも、近江聖人中江藤樹生誕の地にちなんで、道德の時間等に専門家の講師を招いたり、藤樹読本や紙芝居・カルタを用いた人権教育を試みています。高島市が輩出した日本における陽明学の開祖となった中江藤樹先生や北京で貧しい家庭の子女教育に専念し「北京の聖者」と謳われた清水安三先生など優れた人権教育のモデルとなる先達の生涯に学び、社会情勢や種々の情報の適否を自ら判断できる“人間力”を養い育むよう努めます。

また、市内小中学校では、車椅子やアイマスクを使った体験学習を取り入れ、社会福祉協議会職員が講師となり学校、園の福祉体験を支援するなど、知識だけでなく感性にも訴える方法で人権教育に努めています。さらに、特別支援学校や障がい者施設での交流体験や老人介護施設での介護体験を実施して、児童生徒の障がい者や高齢者への理解を深めています。

しかし、実際の学校生活では、他の児童生徒とのコミュニケーションがうまくとれず、ささいなことから人間関係のトラブルが起きたりしている事例があります。また、スマートフォンや携帯電話をはじめとするSNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）の利用の場で、陰湿ないじめが発生することもあります。こうしたことを未然に防止するために、各学校では、豊かな人間関係を築くための取組を実施し、集団の中で自己有用感を高めるとともに、人を思いやり、大切にすることを育てるよう努力しています。

また、市内全域の各小中学校の多くでは、「学校だより」の地域・家庭への回覧等に取り組んでいます。こうした「学校だより」が一般の家庭にも配られることで、年配者の家庭や子どものいない家庭でも、小中学校の現状が分かり、児童や生徒と地域の大人や地域の大人同士の話題の資料となり、ひいては地域ぐるみの対話を促進しています。それが、学校教育・社会教育の枠を超えて、地域全体で取り組む人権教育にもつながるよう、さらに努めます。

人権教育は知識面だけでなく、情緒・感情面をも重視する必要があることから、様々な人々とのふれあい、さらには自然や動物とのふれあいを通して、新しい体験や共生の大切さを実感できるように努めます。

(iv) 人権啓発

人権啓発のための活動は、これまでも様々な場で取り組まれてきました。地域社会のほかに企業

や各種団体でも人権啓発に取り組んでいるものがあり、市はこれらの啓発活動が、より充実したものとなるよう教材や講師に関する情報提供等の支援を行います。市自体も、様々な形で人権啓発に取り組んできており、今後ともその充実に努めます。

なお、人権啓発に取り組むにあたっては、3の(1)で掲げた5点の人権の基本理念を普及させ、それに対する市民の理解を深めることを目指します。

(2) 救済

人権教育・啓発と並んで、救済も、人権施策を推進するうえで大きな役割を果たします。救済とは、人権の侵害に対して効果的に対処する方策を意味し、効果的な救済制度が存在することは、人権侵害の被害者を事後的に救う働きを持つとともに、その働きを通して、人権侵害そのものを未然に防止する予防的な機能を併せ持ちます。人権侵害の被害者の救済制度としては、最終的に裁判などの司法的救済に訴えることができますが、司法的救済は国家の役割であり、高島市を含む自治体ができる救済としては、被害者に対する相談・支援などの行政的救済手段に限られます。

市においては、高齢者・障がい者・子どもをはじめとした個別の相談窓口は設置されているものの、すべての人権問題に対応した専門的な相談窓口が設置されているとはいえません。そこで市の相談機能の充実と、国・県や関係機関との連携により相談体制の充実を図ります。また、人権問題の多様化・複雑化により、人権に関する相談内容は多岐にわたり、複数の要因が絡むケースも多くなっています。相談者の気持ちに寄り添いながら円滑に相談を進めるためには庁内関係課との連携はもちろん国・県および関係機関のネットワークを活用します。

市の窓口を開くにあたって、相談に効果的に対処するために、市民が安心して容易に相談できるよう相談者のプライバシーの保護、信頼するに足る助言の提供に努めます。

(3) 行政側の推進体制

市行政の最終目的は市民一人ひとりの人権の実現であることから、(2)に見た「人権侵害」にかかわる市の窓口とは別に、高島市役所が全体として人権の実現推進に取り組む体制を構築します。

市のあらゆる部署はすべて市民の人権の実現に関係しています。たとえば道路の整備は、一般市民の通行の便宜を図るだけでなく、身体障がい者の通行にとっても便利であることが求められます。また、公の建造物の建築許可については、一般市民はもちろん、障がい者の利用も配慮する必要があります。市長をトップに、あらゆる部署の責任者を網羅し、各部署の企画・活動計画に人権の視点が反映されることを保障する会議体を設置します。

市の職員は職務上、市民の人権に深く関わることが多く、幅広く豊かな人権感覚が求められています。そのため、様々な人権学習の機会に積極的に参加し資質向上を図り、地域においても先導的役割を果たしていきます。また、市職員一人ひとりが、個人情報保護やプライバシーの配慮に努め、人権尊重の視点で行政を進めます。

市の人権施策は、国や県の人権政策・施策と連動するように、相互に人権情報を交換して、最新の人権ネットワークの構築・維持に努めます。併せて、市の人権施策が第三者的な視点から検討さ

れることを確実にするため、人権施策の「見える化」を進めるとともに、民間組織との連携にも努めます。

5 分野ごとの基本施策

(1) 高齢者

【社会参画の促進】

- ・ 団塊の世代が高齢期を迎え、超高齢社会がいつそう進む中、社会福祉や生涯学習・社会教育の側面、積極的な地域貢献や生きがい活動など、魅力ある組織活動の充実を図るため、ライフプランにあった組織体制づくり、地域ネットワークの構築に努めます。
- ・ 健康寿命の延伸のために高齢者自らが介護予防*を行う意識を持ち、サロン等の地域活動の場において、高島市介護予防体操「高島あしたの体操」等を用いた介護予防に努めるとともに、支援が必要な高齢者への生活支援の担い手として、社会参加しやすい地域づくり、相互に支え合う地域づくりを支援します。

【バリアフリーの促進】

- ・ 道路、交通機関、建物等のバリアの解消とユニバーサルデザイン化の推進、とくに、駅エレベーターの設置に関して、ＪＲ西日本に対して要望、働きかけを行います。
- ・ 車の運転ができない高齢者への配慮は欠かせないことから、これを補う公共交通の確保に努めます。

【一人暮らし高齢者や高齢者のみ世帯等への支援】

- ・ 認知症高齢者の他、日常生活上で支援を必要とする一人暮らし高齢者等は、今後更に増加することが予測されます。一人暮らし高齢者等における生活上の困りごとの相談や支援等、民生委員児童委員が担う地域での見守りに加え、近隣間の地域での支援が不可欠となることから、地域サロン等を活用した地域での見守りネットワークの促進、充実を図ります。
- ・ 「認知症（疑い）の方の一人歩き（徘徊）対応にかかるネットワーク」について、見守り事業者やリアルタイム高島でのメール会員への一層の参画を促進します。また、高齢者の日常生活上の問題については、多職種の関係者で構成する地域ケア会議等により、個々の支援方法を協議する中で、高齢者全体の課題を見出すことを継続するとともに、必要な施策に繋げていくことができるよう進めます。
- ・ 高齢化率が３０％を超え、超高齢社会が一層進む中、山間部や平野部を問わず、災害時の初動対応である近隣住民による相互救援が十分機能しないことが懸念されます。消防・自衛隊などによる救出や応援受け入れを効果的に機能させるためにも、平素から地域での要援護高齢者等災害弱者の掌握、防災マップづくり等の充実を図ります。

【介護サービスの充実】

- ・ 認知症高齢者の周辺症状の多くは、周りの環境や対応に大きく左右されることから、要介護者が不安や混乱を招かないよう、ケアの資質向上に向けて、指導・支援を充実し、事業者の自主研修開催への啓発を促進します。

【高齢者虐待防止への啓発と人権擁護】

- ・ 高齢者介護における環境、背景の複雑化が進む中、高齢者虐待防止と人権擁護に向けて、認知症と高齢者虐待防止への理解を一層促進するため、住民向け研修会の開催の充実に努めます。
- ・ 認知症高齢者への対応の困難さ、介護保険施設等における人員不足などに起因しての虐待およびその密室化が懸念されており、介護に関わる職員に対し、認知症と高齢者虐待防止等の研修会を開催し、人権教育の実施を促進します。

【介護する側の人権の確保】

- ・ 高齢者の在宅介護に際しては、ショートステイやデイサービスの充実を図る一方で、要介護者の人権を守り、虐待を防止する観点から、介護する側の人権と心のゆとりの確保が不可欠です。介護をする側の疲労や精神的苦痛を取り除くために、介護者を孤立させないネットワークづくりを推進します。とくに認知症の要介護者を抱えている場合など、介護者に寄り添い支えになる取り組みを行います。

（２）障がい者

【ノーマライゼーション*の理念等の普及啓発】

- ・ 障がいのある人もない人も「共に生き、共に目的に向けて関わる」という感性が肝要であり、お互いが相手を思いやり、相手の状態を知り、想像力を働かせてお互いを理解し合える地域社会の確立に向けて、教育、福祉、医療など多様な機関が連携し、様々な方策を検討・実施します。
- ・ 依然として残る障がい者に対する偏見の解消に向けて、理解と認識を深めるための啓発を行います。
- ・ 高島サマーホリデー事業をはじめとして、障がい者と直接交流を持てる機会を大切にし、より広範囲の参加が得られるよう工夫して、障がい理解を促進します。

【社会参画の促進】

- ・ 障がい者のみならず全ての人が住みなれた地域で健やかに暮らしていけるように、互助の精神の涵養と協働の地域づくりを推進します。また、グループホーム*などの整備を図ります。
- ・ 障がい者の社会参画に向けて、働く場所の拡大や障がい者雇用に対する地域や企業の理解が得られるように努めます。また、就学に際しても、特別支援学校（養護学校）に限定されることなく、一般の学校での教育もより一層選択できるよう、学校環境・体制・施策の整備に努めます。

【バリアフリーの促進】

- ・ 道路、交通機関、建物等のバリアの解消とユニバーサルデザイン化を促進します。併せて、鉄道駅のエレベーター設置に関して、国やＪＲ西日本に対し、要望、働きかけを行います。
- ・ 車の運転が困難な人への配慮は欠かせないことから、これを補う公共交通の確保に努めます。

【一人暮らし障がい者や重度障がい者世帯等への支援】

- ・ 一人暮らし障がい者等における生活上の困りごとの相談や支援等、民生委員児童委員が担う地域での見守りに加え、近隣間の地域での支援が不可欠となることから、地域サロン等を活用した地域での見守りネットワークの促進、充実を図ります。
- ・ 災害時の初動対応では、近隣住民による相互救援が極めて重要です。消防・自衛隊などによる救出や応援受け入れを効果的に機能させるためにも、平素から地域での災害時避難行動要支援者等の掌握、防災マップづくり等の充実を図ります。

【障がい者福祉サービスの充実】

- ・ 保健所や医療機関など関係機関と連携して、緊急時の支援、障がいを有する患者の受け入れ態勢の確立を図ります。
- ・ 障がい者の自立支援に向けて、日中生活、就労ならびに余暇活動など、障がい福祉サービスにかかる社会資源の充実を促進します。

【介護する側の人権の確保】

- ・ 当事者およびその家族、介護者の疲労や悩み、苦痛などを取り除くとともに、孤立させないために、相談や情報交換のできる場づくり、ネットワークづくりを促進します。

【障がい者虐待の防止】

- ・ 障がい理解の涵養に向けた啓発を行うとともに、障がい者虐待通報に際して、障がい者虐待防止センター機能を的確に果たすため、専門職の配置をはじめとして、体制と機能の確立に努めます。

（３）女性

【社会参画の促進】

- ・ 女性の社会参画に向けて、男女共同参画プランに基づき固定的な性別役割分担意識や不平等感を払拭するための啓発を行います。また、プランに挙げた行政各分野にわたる具体的な取り組みを進めます。
- ・ 自治会組織運営への女性参画状況についてアンケート等で実態の把握を行い、積極的に女性の参画に取り組んでいる自治会の取り組みの紹介を行います。また、地域への出前講座の紹介も行い意識啓発の取り組みを進めます。
- ・ 男女共同参画の拠点施設と位置付けている「働く女性の家」を活用し、女性活動の支援、女性の相談できる場の開設などを行います。また、働く女性の家の利用者の声や利用状況から、男女共同参画の拠点施設として利用しやすい施設となるよう検討していきます。
- ・ 女性が社会参画能力を培い、ネットワーク化することのできる学習や活動の機会を設けます。
- ・ 市役所が市内事業所のモデルとなるよう、女性の積極的な登用、男女の対等な人事配置・職域

拡大・能力開発を推進します。とくに市の意思決定に関わる管理職などの人事配置において女性の登用を進めるとともに、市の各種審議会などにおいては数値目標を掲げて女性の参画割合の確保向上に努めます。併せて、市内の事業所や各種団体における女性の登用・参画について啓発を行います。

【リプロダクティブ・ヘルス/ライツ、 就労・子育て支援】

- ・ 青少年を対象として、男女の自他を尊重した生き方と対等な関係性、生と性、H I V感染症などについて、正確な知識と心身の自己管理を学べる学校内外での講座を開催します。
- ・ 安心して子どもを産み育てられるよう、医療・保健・福祉・保育・教育・男女共同参画政策関係者の連携による子育て支援体制を構築します。
- ・ 地域の女性たちの声を吸い上げ、育児・子育てや介護を含むニーズに応じた支援または支援グループの紹介ができる機関の設置を促進します。
- ・ 保育園・幼稚園・認定こども園、小学校、学童保育所、老人施設などの連携による「次世代育成」居場所事業の実施と「次世代育成」相談窓口の設置を推進します。
- ・ 女性団体や老人クラブなどを中心とする「次世代育成」支援ボランティアを育成します。
- ・ 就労環境において、男女の均等な処遇や仕事と育児・介護の両立が可能な雇用環境の整備を促進します。また、男性の家庭生活への参画の促進を図ります。
- ・ ひとり親家庭、特に母子家庭が増加傾向にあり、これらの家庭に対する支援を充実させるため、平成 27 年（2015 年）2 月から母子・父子自立支援員を配置しています。ひとり親家庭が経済的な基盤を確保し、安心して子育てができるよう、情報提供などを通じて就業による自立を支援します。また、父子家庭に対する相談や就業支援等、支援の拡大を図ります。
- ・ ひとり親家庭等の子どもが保育園・幼稚園・認定こども園を利用するときは、収入の状況により保育料を軽減しています。
- ・ ひとり親家庭等の保護者が、ファミリー・サポート・センター事業を利用する場合、利用料の一部を助成します。

【介護支援】

- ・ 介護保険制度の有用な活用に向けた啓発を行います。
- ・ ワークシェアリング*のように介護を数人で分担するなど、新たな介護のあり方を考える機会の提供や啓発を行います。
- ・ 介護者自身が「自分の時間」を確保し活用できるような機会の提供と支援を行います。
- ・ 介護者をサポートするボランティアグループの組織化やネットワーク化などを促進します。

【DV（ドメスティック・バイオレンス）等】

- ・ DVに関わる先入観や思い込みなどを見直し、正確な理解を促すための啓発を行います。
- ・ DV被害者は高齢女性が大半を占めており、その発見や啓発に努めます。
- ・ 青少年に対して、デートDVに関する予防教育・啓発に努めます。

- ・DV被害状況の正確な把握と被害者の救済方法の拡充を図ります。
- ・相談窓口などが有効に機能するための広報充実や対応の工夫を図ります。
- ・警察・行政機関、学校などとの協力関係構築と関係機関との情報の共有化を図ります。
- ・一時保護に際して、的確な情報提供と適正な情報管理を行います。

【人権教育】

- ・女性の人権を踏まえ、より実際問題に即した実践的な人権教育が図られるように、その継続的な見直しと改善を図ります。

（４）子ども

【児童虐待防止・子育て支援】

- ・子ども家庭相談課や教育相談・課題対応室、少年センター、保健センターなどの相談窓口についてより積極的に周知し、利活用の促進を図ります。また、各々の機関が連携し、協力体制を強化します。
- ・保健・医療・福祉・教育などの関係者が、随時、連絡・連携・協力しあえる支援体制を、地域ごとに構築します。
- ・要保護児童対策地域協議会を十分に機能させ、関係機関等との支援体制を構築します。
- ・各種団体や企業に「高島市児童虐待防止サポーター」としての協力体制を呼びかけ、虐待予防の啓発体制の強化を図ります。
- ・母子保健活動の中で児童虐待の視点を持って、支援を必要とする子どもの発見に努め、関係機関と連携して支援する体制を整えます。
- ・母子保健活動の中での保護者教育など虐待予防にも重点を置き、そこでの気になる子どもを支援する体制を整えます。
- ・地域子育て支援センター、子育て親子つどいの広場、ファミリー・サポート・センター、子育てサポーターなどの地域の育児・子育て支援事業を円滑に利用できるよう、事業間のネットワークを強化するとともに、子育て応援利用者支援事業の取り組みにより、子ども・子育て支援関係の情報収集と情報提供など必要な支援を行います。
- ・地域の子どもたちと地域住民が互いに知り合う機会やきっかけを日常的につくるように努めます。とくに、地域の人たちが保育園・幼稚園・認定こども園・学童保育所・学校の活動などに参加・協力し、地域の子どもたちの成長のプロセスを見まもれる体制をつくります。

【いじめ・暴力・不登校対策】

- ・平成26年（2014年）12月に策定した「高島市いじめ防止基本方針」に基づき、いじめの防止等（いじめの防止、いじめの早期発見およびいじめへの対処）のための対策を推進するとともに、高島市いじめ問題対策連絡協議会を設け、学校・保育園・幼稚園・認定こども園・学童保育所・家庭・地域などいじめ防止等に関する関係機関相互の連絡調整を図るとともに、いじめ

防止等に関わる情報の共有、協議等を行い、関係機関との連携を一層強化します。

- ・ いじめを受けている当事者の子どもが気軽に相談でき、子どもの側に立って救済に取り組む機関を設置し、教育・研修を経た相談員や心理カウンセラーなどを配置します。
- ・ 暴力行為、いじめ、不登校等の問題については、早期発見・早期対応に努めるとともに、家庭・地域・学校の連携をより一層強化します。
- ・ いじめの実態と構造の把握に努めるとともに、問題解決策を探り、関係者の共通理解を図ります。
- ・ 学校教育においては、いじめを生まない豊かな人間関係を築く集団づくりの中で、子どもの自尊感情を高め、命を大切にし、人を思いやる心の育成に取り組みます。

【少年非行対策】

- ・ 少年非行に対する取り組みの実態や意義について、市民と共有が図れるよう、関係者のネットワークを強化し、広報の拡充を図るとともに、機関同士の連携協力体制を強化することによって、地域の人的・物的な資源を最大限に活用するように努めます。
- ・ 家庭で高齢要介護者を抱えているなどして、母親が子どもに向き合えないケースのフォロー、成長途上の10代の子どもの妊娠・出産ケースなどの未然防止に向けて、教育現場での相談員等の配置の充実に努めます。
- ・ 生活保護家庭やひとり親家庭、障がい者のおられる家庭における子ども達への支援に関して、行政の力だけでは十分対応しきれていない部分があります。専門家だけで解決できるものではなく、地域コミュニティなどの地域資源を活性化するなどして取り組みます。
- ・ 軽率な性交渉、若年者の妊娠および性感染症の防止のため、性教育の拡充に努めます。

【児童の権利に関する条約の普及啓発】

- ・ 学校・保育園・幼稚園・認定こども園・学童保育所・家庭などあらゆる場面において、子どもを権利の主体としてとらえ、全ての子どもが、自尊感情や自己有用感を高める学校行事や学習活動の実施を促進します。
- ・ 子どもの権利条約について、とくに子どもに関わる教職員などの専門家に対して、啓発パンフレットの配布や啓発研修を実施します。
- ・ 未だ蔓延しているしつけのための体罰の容認や「子どもは大人がコントロールするもの」などといった、子どもの基本的人権を侵害する誤った考え方を是正し、大人の意識改革に向け、啓発を行います。

【子どもの安心・安全の確保】

- ・ 連れ去りや誘拐など子どもの犯罪被害の未然防止に向け、行政と学校が主体となり、地域や警察、子ども安全リーダー*やスクールガード*、子ども110番などのボランティアとともに地域ネットワークを構築し、普段から意見交換や情報の共有を図るなど、地域ぐるみで子どもを守るように努めます。

- ・書店やコンビニの有害図書、インターネットや携帯電話からの有害情報に対して、適切な判断ができる子どもを育てることと、販売規制や自粛への働きかけとの両面での取り組みを行います。また、そのために市民意識への啓発を行い、世論への広まりを促進します。
- ・子どもの自立のために、基本的生活習慣の確立と地域の教育力の向上を目指し、地域で育む「高島こどもの宿」（通学合宿）の取り組みを行っていきます。

【「子若法」の策定の考え方・理念により施策の実施状況を点検】

- ・憲法や児童の権利に関する条約に基づき、子ども・若者の最善の利益を尊重します。
- ・子ども・若者を中心に据え、地域のネットワークを構築して成長を支援します。
- ・一人ひとりの困難な状況を踏まえ、総合的な支援を実施します。
- ・困難を有する子ども・若者の「今」を支えたとともに、「将来」をよりよく生きるための支援機能を構築します。
- ・子ども・若者などの意見を聞きながら施策の実施状況を点検・改善します。

（５）同和問題

【不当な差別の解消】

- ・高島市においては、比較的、同和地区の内外を問わず、協働、共生が図られるなど、これまでに好ましい関係が築かれてきており、この伝統のさらなる維持・発展を促進します。教育・啓発もこれに沿って展開するように努めます。
- ・同和問題は、これまでも日本における差別の典型として、その解消に取り組まれてきた問題であり、人権施策一般のなかで取り扱われるようになったことで、現実存在する差別や格差を覆い隠すものとならないよう、不当な差別に対しては、その解消へ向け、毅然と対応していきます。
- ・結婚をめぐって、潜在的な差別意識が表面化する事象は依然として解消されておらず、当事者個人の意思を尊重する社会的な環境づくり、すなわち、その根底の差別の存在を直視し、それを許さないような人権教育・啓発に努めます。
- ・就職差別に関して、事業所の研修をより徹底するとともに、研修啓発や公正な採用選考状況の実態調査の対象に含めていきます。
- ・重大な人権侵害である差別落書きに対してはその根底にある差別意識の根絶に向け、取り組みます。
- ・インターネットを用いた陰湿な差別行動に対して、技術的な対処と併せて、適切な教育・啓発に努めます。

【えせ同和行為の排除】

- ・えせ同和行為の絶滅に向けて、より効果的な対策を工夫していきます。

(6) 外国人

【言葉の壁の解消】

- ・言葉の壁の解消に向けて、日本語学習の援助や日本語教室の開設、病院などでの必要な通訳の配備、さらには公営住宅入居資格の弾力化や住宅の斡旋、文化交流の推進を図ります。

【外国人児童生徒への教育】

- ・外国人児童生徒の学校教育への受入を促進し、安心して就学できるよう支援します。

【不当な差別の解消】

- ・偏見からくる就職差別の解消に努めます。
- ・相互理解に向けて、市民の国際意識の高揚や国際理解に関する学習機会の充実を図ります。

(7) 患者

【療養環境の整備・地域医療体制の確立】

- ・すべての人間は、その基本的な人権である「健康に生きる」ことが保障されなければなりません。そのためにも、高島市民病院の医療体制の充実確保を最優先課題として取り組みます。とくに、産婦人科医療、小児科医療体制を堅持して、地域で安心して子どもを産み育てられる環境を守ります。
- ・日本全体の医師・看護師不足のなか、高島市内の限られた人的・物的な医療資源がより有効に機能するよう努めます。とくに、地域の各種病院、医院、医師、看護師を含む医療関係者相互の情報交換、それに基づくネットワークづくりを進めるなど、行政の重要な使命として、地域ぐるみの医療体制の整備・強化に努めます。

【患者主体医療の確立】

- ・高島市民病院には、人権推進倫理委員会が設置されており、引き続き患者の人権が尊重されるよう努めるとともに、民間医療機関においても人権尊重意識の高揚を促進します。

【正しい知識の普及啓発】

- ・根強く残るハンセン病患者やH I V感染者、精神科医療の患者に対する社会的偏見の解消に向け、人権教育・啓発の拡充に努めます。

(8) インターネットによる人権侵害

【人権侵害防止のための啓発と関係機関との連携による対応】

- ・誹謗中傷や身元調査が人権侵害であると認識し、適切な処置や対応ができるよう、利用にあたってのモラルとマナーの啓発を推進します。
- ・ブログや掲示板書き込みでの人権侵害について、関係機関と連携を図りながら、迅速かつ的確な対応に努めます。

【学校における教育】

- スマートフォンやインターネット等の使用についてのルールやマナーの教育を充実し、情報モラル教育を推進します。

(9) 様々な人権侵害

近年における人権問題は、多種多様となり、誰もが被害者になる可能性があります。今後新たに生じる人権問題についても、それぞれの問題の状況に応じた取り組みが必要となってくるため、正しい理解を進めるための啓発に努めます。

用語の解説

【あ】

※ NPO

Non Profit Organization (非営利団体)の略で、行政、企業とは別に社会的活動をする非営利の民間組織で、福祉、まちづくり、男女共同参画、環境など、さまざまな分野で活動を行っている。1998 年、これに法人格を与え、活動を支援するための特定非営利活動促進法(いわゆる NPO 法)が成立。行政や企業とともに、これからの社会を支えていくものとして大きな期待が寄せられている。

※ インフォームド・コンセント

患者が医療行為の内容について、医師等から十分な説明を受け、納得の上で同意すること。

※ エンパワメント

問題解決の方法として、個々に内在する能力、行動力、自己決定力を取り戻し、積極的な自分を作り出すことによって、自分の置かれた不利な状況を変えていこうとする考え方。

【か】

※ 介護予防

可能な限り介護を必要とする状態にならないような健康で生きがいのある自立した生活を送ることを支援すること。

※ CAP プログラム

いじめ、誘拐、性暴力などを子どもたちが受けそうになった時のために、自分自身を守るために何ができるかを、ロールプレイ(模擬劇、寸劇)などを使って一緒に考える子どもへの暴力防止プログラムのこと。

※ グループホーム

家庭的な雰囲気の中で、各人のこれまでの生活を尊重しつつ、専門の職員の支援を受けながら、少人数で共同生活をおくる制度。介護保険制度の在宅サービスの一つ。

※ 国際人権規約

①経済的、社会的および文化的権利に関する国際規約(社会権規約またはA規約)、②市民的所有政治的権利に関する国際規約(自由権規約またはB規約)、③市民的所有政治的権利に関する国際規約の選択議定書、の3つの条約の総称。わが国は、①および②の2つの規約について、昭和 54 年(1979 年)6 月に締結している。

※ 子ども安全リーダー

滋賀県警察では、子どもたちを凶悪・悪質な犯罪から守るための「子ども安全リーダー」制度を平成9年度に発足させ、警察署長が管内の各小学校区ごとに概ね5名の「子ども安全リーダー」を委嘱している。子ども安全リーダーは、通学路や公園などにおける誘拐や連れ去りなどから子どもを守り、安全な通学路等を確保するため通学時間帯を中心にパトロールなどのボランティア活動を行っている。

【さ】

※ 次世代育成支援対策

急速な少子化の進行と家庭や地域を取り巻く環境の変化をふまえ、次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、育成される環境の整備を進めるための計画的な取り組みのこと

※ スクールカウンセラー

学校におけるいじめ・不登校等の課題に対し、「児童・生徒へのカウンセリング」「教職員や保護者への指導と援助」など、学校におけるカウンセリング機能の充実を目指すため配置される臨床心理士等の心の専門家。

※ スクールガード

「スクールガード」とは、あらかじめ各小学校に登録した地域住民の方が子どもたちの下校時間に合わせ、通学路などの巡回パトロールや危険箇所の監視などを行う。

※ スクーリング・ケアサポーター

小学校に派遣している、不登校や別室登校の児童を補助的に支援する相談員。

※ 世界人権宣言

昭和 23 年(1948 年)12 月の国連総会において採択された国際的な人権宣言。市民的・政治的自由のほか経済的・社会的な権利について、各国が達成すべき基準を定める。

※ 世代間連鎖

虐待を受けて育った人が大人になった時、自分の子どもを虐待してしまうなど、事象が伝搬すること。あるいは、暴力的な(身体的、心理的)環境で育った人が他者や自分に攻撃的になることがある。

※ ソーシャルワーカー

指導的な社会福祉従事者の総称。社会福祉倫理に基づき、専門的な知識・技術を有して社会福祉援助を行う専門職を指す場合もある。

【た】

※ DV (ドメスティック・バイオレンス)

親しい人間関係の中で起こる暴力をいい、身体的、暴力だけでなく、精神的、性的、経済的な暴力などを含む。

【な】

※ ネグレクト

保護者などが子どもや高齢者・病人などに対して、必要な世話や配慮を怠ること。

※ ノーマライゼーション

私たちが生活する地域社会は、男も女も、子どももお年寄りも、健康な人も病気の人も、身体に障害のある人もない人も、それぞれがありのままに存在し、一方を排除することなく共に暮らしていることが正常な社会の姿であり、皆が同等に権利を享受できるようにするという考え方。

【め】

※ メンタルフレンド

主に中学校に派遣している不登校や別室登校の児童・生徒を補助的に支援する相談員。

【ら】

※ リプロダクティブ・ヘルス／ライツ（性と生殖に関する健康と権利）

「いつ、何人子どもを産むか、産まないかを選択する自由」「安全で満足のある性生活」「安全な妊娠・出産」「子どもが健康に生まれ育つこと」など、個人、とくに女性の性や生殖に関する健康や権利を保障するという考え方。

【わ】

※ ワークシェアリング

従業員同士で雇用を分け合うこと。各々の労働時間を短くする時短によるのが典型的な方法。

高島市人権の実現を目指す条例

平成20年3月24日公布

高島市条例第1号

(前文)

すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利において平等である。私たちは、一人ひとり生まれた場所や時間、生まれ持った資質は違っても、その資質を大切にし、それを誇りとし、その可能性をできる限り伸ばせる環境が保障されなければならない。

私たちのまち「高島市」は、未来を担う子ども達を育むにふさわしい水と緑に溢れる豊かな自然環境に恵まれている。しかし同時に、地球規模で進む環境破壊とならんで少子高齢化や地域経済の停滞など厳しい社会情勢にも直面している。

そのなかで私たちは、一人ひとりが、その違いを認め合い、それぞれに自分らしさを発揮するとともに、他者も「その人らしさ」を発揮できるような“尊重・互助・共生の社会”を築き上げることが求められている。そのためには、他者を差別しないという消極的な態度をとるだけでは不十分であり、自らの内なる美しい心に問いかけ、勇気を持って行動に反映する積極的な姿勢が不可欠である。

私たち高島市民は、“尊重・互助・共生の地域社会”の実現へ向けて、不断の努力を重ねることを決意し、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、人権の実現に関し、市、市民および事業者の責務を明らかにするとともに、人権の実現を推進するための基本となる事項を定めることにより、一人ひとりの人権の実現を目指す地域社会づくりに寄与することを目的とする。

(用語)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民 市内に住所または生活もしくは活動の拠点を置く者をいう。
- (2) 事業者 市内で事業を営む個人、法人または団体をいう。

(市の責務)

第3条 市は、第1条の目的を達成するため、市行政のあらゆる分野において、人権意識の高揚を図るための施策および人権の実現を目指す地域社会づくりに関する施策（以下「人権施策」という。）を積極的に推進するものとする。

(市民および事業者の責務)

第4条 市民および事業者は、自ら人権意識の高揚に努めるとともに、家庭、地域、学校、職域その他の社会のあらゆる分野において、人権の実現を目指す地域社会づくりに寄与するように努めなければならない。

(人権施策基本方針)

第5条 市長は、人権施策の総合的な推進を図るための基本となる方針（以下「人権施策基本方針」という。）を定めるものとする。

2 人権施策基本方針には、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 人権の実現を目指す地域社会づくりの基本理念
- (2) 人権意識の高揚を図るための施策に関すること。
- (3) 相談支援体制の整備に関すること。
- (4) 人権問題における分野ごとの施策に関すること。
- (5) その他人権施策を推進するために必要な事項

3 市長は、人権施策基本方針に関する施策の実施状況について、毎年度、高島市人権施策推進審議会に報告するものとする。

4 市長は、社会事情の変動その他情勢の推移により必要が生じたときは、人権施策基本方針を見直すものとする。

(人権施策基本方針との整合)

第6条 市は、市行政のあらゆる分野における施策の策定および実施に当たっては、人権施策基本方針との整合に努めるものとする。

(推進体制の充実)

第7条 市は、人権施策を総合的かつ効果的に推進するため、関係機関等との連携を図り、推進体制の充実に努めるものとする。

(教育および啓発活動の充実)

第8条 市は、あらゆる差別を許さない社会的環境の醸成および人権擁護意識の高揚を図るため、関係機関等と連携して、教育および啓発活動の充実に努めるものとする。

(審議会の設置)

第9条 この条例の目的を達成するための重要事項を審議する機関として、高島市人権施策推進審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

2 審議会は、人権施策基本方針に関する事項を調査審議するほか、市長の諮問に応じ、人権の実現を目指す地域社会づくりに関する事項について審議する。

3 審議会は、委員16人以内で組織する。

4 委員は、人権に関し学識経験を有する者、人権問題に識見を有する者、各種団体等の代表者および市民から公募した者のうちから、市長が委嘱する。

5 委員の任期は、2年とし、再任されることを妨げない。委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 委員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

7 前各項に定めるもののほか、審議会の組織および運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(委任)

第10条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。

2 省略

